

農地・農業用施設災害復旧事業のおしらせ

事業には、農地災害・農業用施設災害の二種類があり、それぞれの受益者負担額は、次のとおりです。

種別名	災害対象	受益者負担(徴収率)
農地災害	水田・畑	事業費の10%以内
農業用施設災害	農道・橋梁・水路・頭首工・ため池	事業費の5%以内

また、農業用施設災害復旧事業では、適正な維持管理を行っている施設でなければ対象となりません。適正な維持管理を下記のとおりとしますので、通常より施設の維持管理を十分行ってください。

◇ 通常より管理する要件

《定期的な草刈・泥上げ・点検及び補修等の作業について》

- ① 水路・農道については作業日報及び作業の記録写真等が整備されていること。
- ② 頭首工・ため池等の施設については管理・点検台帳及び管理作業の記録写真等が整備されていること。
- ③ 各々の日誌・台帳様式等は市役所に問い合わせをし、日報・管理記録・記録写真等は毎年度保管しておくこと。

問い合わせ 農政課耕地係 TEL 0978(72)1111 内線254
 国見総合支所地域産業課 TEL 0978(82)1113
 武蔵総合支所地域産業課 TEL 0978(68)1970
 安岐総合支所地域産業課 TEL 0978(67)1116

平成20年度市単独土地改良補助事業の要望調査について

農業生産基盤(農業用施設〔農道・水路・ため池〕の新設及び改良)の整備を通じて、地域の立地条件を活かした農村づくりを促進すると共に、地域における定住の促進、国土・環境保全等に資することを目的とした助成事業です。

平成20年度におけるこの事業の申込みについては、下記の要件により補助金申請を受け付けますので、要望があれば農政課及び各総合支所地域産業課までご連絡ください。

要件

- (1) 受益者が2戸以上の主要農道及び農業施設であること。
- (2) 国又は県の補助事業(災害復旧を含む)の対象とならないものであること。
- (3) 農道の改良幅員が2.5m以上、舗装幅員が2.0m~3.0mの工事。

補助金額

- (1) 補助額は補助対象事業費(設計額)の45%以内とする。
 - (2) 事業対象額は設計額で下限を20万円以上、上限を200万円以下とする。(補助金額で9万円以上、90万円以下とする)
- なお、上限を超える事業費については、全額自己負担とする。

申込み期限

6月20日(金)

問い合わせ

農政課耕地係 TEL 0978(72)1111 内線254
 国見総合支所地域産業課 TEL 0978(82)1113
 武蔵総合支所地域産業課 TEL 0978(68)1970
 安岐総合支所地域産業課 TEL 0978(67)1116

地域懇談会を開催します

市民の皆さんから広くご意見・ご提案をいただき、市民と行政による住みよい豊かなまちづくり、地域づくりを進めるため「地域懇談会」を実施します。皆さんのご参加をお待ちしています。

月日	対象地区	場所	開始時刻
5月20日(火)	国見町	みんなかんホール	午後7時
5月21日(水)	国東町	アストくにさき アグリホール	午後7時
5月22日(木)	武蔵町	保健福祉センター多目的ホール	午後7時
5月23日(金)	安岐町	中央公民館大ホール(東小川)	午後6時30分

問い合わせ 企画課広報公聴係 TEL 0978-72-1111 内線 235・236